第３期　長沼町
子ども・子育て支援事業計画
概要版

計画期間　令和７年度～令和 11 年度

長沼町

令和７年３月

1　計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進行し、子どもを生みたい人が安心して子どもを生み、希望をもって子育てをすることのできる社会を目指し、行政や民間事業者も含めた社会全体が子どもを生み育てる人々を支援できる体制を整備していくことが求められています。

子ども・子育て支援新制度では、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられ、本町においては「次世代育成支援行動計画」と、「長沼町子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し「地域のなかであたたかく見守り　子どもを育てるまち　ながぬま」を基本理念とし、子育てに関する施策を推進してきました。

令和 6 年度に第 2 期計画期間の最終年度を迎えることから、社会環境の変化や、長沼町の子ども・子育てを取り巻く現状、子育て世代のニーズ調査結果を踏まえ、令和 7 年度から令和 11 年度までの子育て支援の方向性を定めるため「第 3 期長沼町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2　計画で対象とする子ども

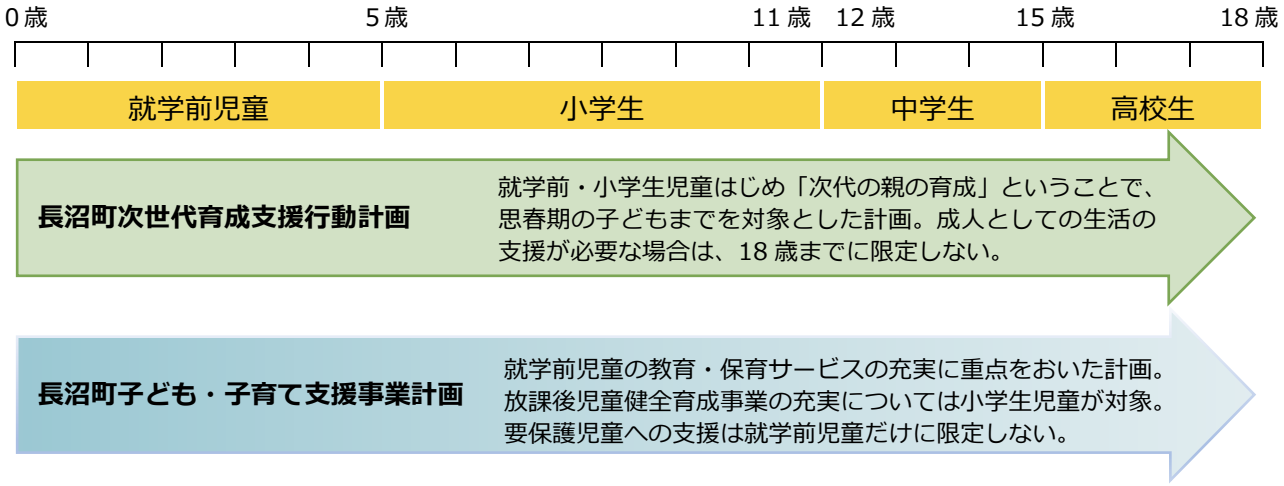

3　ニーズ調査の概要

調査対象	就学前児童保護者：249 人、小学 1 年～6 年生の保護者：331 人
調査方法	・町内認定こども園・保育園在籍児の保護者には各園を通じて配布、在籍していない児童の保護者には郵送で配布。 ・小学生児童の保護者には、町立小学校を通じて配布、それ以外には郵送で配布。 ・WEB システム上で回答
調査期間	2024 年 2 月 21 日～3 月 8 日
回収数（率）	就学前児童保護者：94 票（37.75%）、小学 1 年～6 年生の保護者：129 票（38.97%）

【おもな調査項目】・子どもと家族、子どもの育ちをめぐる状況
・教育・保育事業の定期的な利用、不定期の利用について
・小学校入学後の放課後の過ごし方
・保護者の就労状況
・子育て全般について

※調査結果の詳細は「ニーズ調査結果報告書」をご覧ください。

4　基本理念

子ども・子育て支援法では、子育てについての第一義的な責任が保護者にあることを前提にしつつ、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本町では、子ども・子育て支援法の考え方や長沼町総合振興計画、これまでの取り組みを考えあわせ、子どもとその家庭だけでなく地域社会全体で町民と行政が協働しながら、あたたかな見守りと安心して子どもを産み育てられる町をつくることを目指し、子育て支援の充実に取り組んできました。

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子どもは地域社会の宝でもあります。今後とも子どもの最善の利益を第一に考えつつ、家庭だけでなく、学校、地域、企業等がそれぞれの役割を認識し、協力しあって次世代育成の歩みを進めていく必要があります。

したがって、本計画では、これまでの計画の基本理念を引き継ぎ、下記のとおり設定します。

5　子ども・子育て支援の視点及び基本目標

本計画では、子ども・子育て支援新制度における「子どもの最善の利益」と子育て支援策を通した基本理念の実現を目指すため、次の３つの視点をもって基本目標を設定します。

子ども・子育て支援の視点

子育ちの視点
全ての子どもが、自らの成長力と可能性を伸ばし明るく元気に育つよう、みんなで応援する

親育ちの視点
全ての親が、子育てと仕事、自己啓発や生活を充実してできるよう、みんなで応援する

町育ちの視点
地域の社会資源と町民の力をつないで、みんなが子どもと子育てを見守り、応援する

基本目標１　子育ち
子どもの健やかな育ちを応援するまち

全ての子どもの人権が尊重され、様々な学習や生活体験を通じて子どもが自らの心と体をのびのびと成長させ、どんな時にもたくましく希望をもって生き抜くよう、子どもの育ちを応援するまちを目指します。

基本目標２　子育ち　親育ち
安心して産み健やかに育てられるまち

母親が安心して健やかな子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産期から切れ目なく支援します。そのため、母子保健や保育サービスなどの子育て支援策の充実と、子どもと子育て家庭の暮らしを支える体制が整った、子育て応援のまちを目指します。

基本目標３　子育ち　親育ち　町育ち
子どもと子育てを地域が応援するまち

これから子どもの親になる人も、今、子育て中の人も、すでに子育てを終えた人も、誰もがこぞって子どもを守り育てる、子どもと子育てを応援するまちを目指します。全ての子育て家庭が、子育てに喜びと楽しみを実感できるよう、地域の人材や資源をつなぎ、行政と一体となって、ふれあいや見守り、様々な子育て支援に取り組みます。

基本目標４　子育ち　親育ち　町育ち
子育てと仕事の両立支援と男女共同参画

仕事、家庭、子育て、個人の自己啓発などを、バランスよく行えるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の考え方の普及に努めるとともに、仕事と子育ての両立支援に取り組みます。また、子育てを男女が協力しあいながら進められるよう、男女共同参加意識の向上に努めます。

6　計画の体系

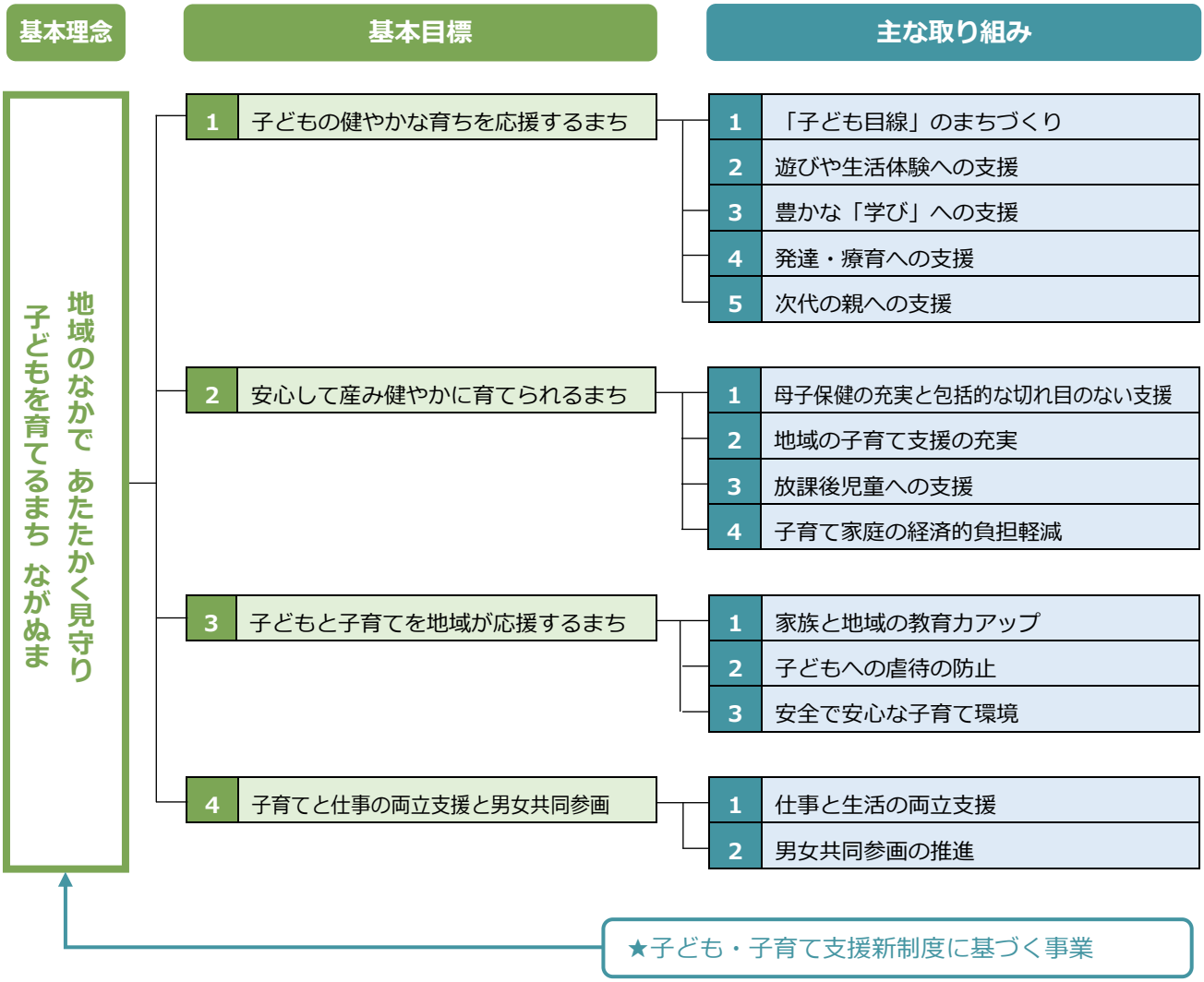

【子ども・子育て支援新制度の概要】

子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制確保を目指すものです。

サービスの類型は、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」に分類されます。

「教育・保育給付」は、幼稚園、認可保育所、認定こども園利用者に対する共通の給付である「施設型給付」と、定員 19 人以下の小規模保育事業などの利用者に対する「地域型保育給付」の 2 種類があります。

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で事業が定められ、市町村が実施します。

7　第３期計画における主な施策の推進

【表記しているページ数は、計画本編の該当ページです】

（１）基本目標１　子どもの健やかな育ちを応援するまち

主な取り組み	取り組みの方向性
「子ども目線」のまちづくり　P38	子どもの人権を守り、その声に耳を傾けながら、子どもが次代の地域社会の担い手として活躍できるよう努めるとともに、子どもの目線に立った施設等の整備や町の全ての子育て家庭への情報提供、広報啓発活動による子ども・子育て支援情報の共有化を図ります。
遊びや生活体験への支援　P39	児童生徒のほか、町民全体が参加できるスポーツ大会や各種スポーツ教室、収蔵美術作品展、移動芸術鑑賞、クラシックコンサートなど芸術・文化に親しむ機会の充実を図ります。学校図書館司書を町単独で配置し、図書に親しみやすい環境づくりを推進します。
豊かな「学び」への支援　P40	子どもが、子ども自身がもつ能力と可能性を開花させていけるよう、良好で適切な成長環境を整えながら、家庭、学校、地域が一体となって子どもの豊かな心と生きる力を育んでいきます。
発達・療育への支援　P41	子ども一人一人がもつ個性を尊重した適切な発達支援と療育を推進し、発達が気になる子どもとその保護者へ必要な相談・支援等を行っていきます。
次代の親への支援　P42	次代の親となる子どもたちの心と体の健康づくり・衛生意識の向上に取り組みます。

（２）基本目標２　安心して産み健やかに育てられるまち

主な取り組み	取り組みの方向性
母子保健の充実と包括的な切れ目のない支援　P43	親子の心身の健康づくりや相談、情報提供等各種の取り組みを進め、親になることや子どもを育てることに伴う不安を軽減するとともに、子育て中の親子が孤立しないよう支援していきます。また、妊娠、周産期、産後を含め、母子の安全と健康を守るため、関係医療機関と連携し、妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援を行います。 【新規】・産後ケア事業の実施
地域の子育て支援の充実　P44～45	多様化する子育て家庭のニーズを取り入れ、保育サービスの充実を図ります。 また、保護者と子どもの教育・保育施設への入園に対する意向を把握しながら、こども誰でも通園制度の制度化に向け準備を進めます。 【新規】・子育て世帯訪問事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

主な取り組み	取り組みの方向性
放課後児童への支援 P46	小学校児童の放課後の安全と健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を充実します。また、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室等の連携を深め一体的に推進します。共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童への支援を進めます。
子育て家庭の 経済的負担軽減 P47	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当、医療費助成等を行います。また、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭等に対して相談や支援を行っていきます。

（３）基本目標３　子どもと子育てを地域が応援するまち

主な取り組み	取り組みの方向性
家族と地域の 教育力アップ P48	子どもを育てるのは親の責任ですが、地域もまた子ども、子育て家庭を見守りながら地域で一緒に子どもを育てるとの意識をもつことが大切です。教育の原点である家庭の教育力の向上と、子どもを育む地域の教育力の向上を図ります。
子どもへの虐待の 防止 P49	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、令和４年６月に児童福祉法が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこととなりました。 また、令和６年６月には、子ども・若者育成支援推進法が改正され、市町村等が各種支援に努めるべき対象に「ヤングケアラー」が明記されました。 今後一層、関係課・機関等との連携を深めながら、虐待やＤＶの未然防止と早期の適切な対応を進めます。
安全で安心な子育て 環境 P50	子どもが自らの身を守る力を育むとともに、地域が一体となった交通安全、防犯等の取り組みを促進するなど、町民が安全に生活できるまちづくりを推進します。 また、子どもや子育て中の町民、障がいのある人、高齢者等が安全に安心して暮らせる町にするため、バリア（障壁）のない、誰もが安全で安心できる生活環境づくりを推進します。

（４）基本目標４　子育てと仕事の両立支援と男女共同参画

主な取り組み	取り組みの方向性
仕事と生活の 両立支援 P51	仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、働き方の見直しや男女共同参画のまちづくり、企業への啓発等を通じた職場環境づくり、ハローワーク等関係機関、商工会などとの連携による就労支援等を推進します。
男女共同参画の推進 P52	男女共同参画社会は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会です。町では男女平等を推進する教育・学習を進めるとともに、職業への女性の参加、起業支援、家庭への男性の参加を促進します。また、女性への暴力を無くすことや男女共同参画による地域社会の活性化を図ります。

8　量の見込みと確保の内容

利用希望を把握するためのニーズ調査を基礎資料として、「量の見込み」を算出しました。

（１）幼児期の学校教育・保育の提供体制　　P60

		量の見込みと確保方策　（各年４月１日時点　単位：人）										町内における施設数・定員
		令和７年度					令和 11 年度					
		１号	２号	３号			１号	２号	３号			
				２歳	１歳	０歳			２歳	１歳	０歳	
①量の見込み		29	101	24	20	6	27	96	23	18	5	◇保育園　１園　定員：150 人
②確保方策	保育園		84	26	25	15		84	26	25	15	（２号 84 人、３号 66 人）
	認定こども園	35	20				35	20				◇幼稚園型認定こども園　１園
過不足②-①		6	3	2	5	9	8	8	3	7	10	利用定員　１号 35 人、２号 20 人

（２）地域子ども・子育て支援事業の提供体制　　P62~71

主な事業		量の見込み		確保方策
		令和７年度	令和 11 年度	
利用者支援事業	基本型	２か所	２か所	子育て家庭や妊産婦が、身近な場所で相談ができ、そのニーズに応じて支援が受けられるよう体制づくりを行います。
	地域子育て相談機関	２か所	２か所	
	こども家庭センター型	１か所	１か所	
	妊婦等包括相談支援事業型	135 回	126 回	
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）		3,183 人回	3,003 人回	子育て支援センターでの事業継続と充実を図ります。
妊婦健康診査		630 回	588 回	母子健康手帳交付及び後期妊婦相談時に受診票を交付します。
乳児家庭全戸訪問事業		46 人	43 人	生後 4 か月までの乳児家庭を全戸訪問します。
養育支援訪問事業		２人	２人	養育支援が必要な家庭を訪問し、支援します。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【新規】		要保護児童対策地域協議会が中核となり、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を行います。		
子育て世帯訪問支援事業【新規】		30 人日	30 人日	家事・子育てに不安のある家庭に訪問支援員を派遣します。
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)【新規】		２人	２人	近隣の児童養護施設の広域利用や里親等への委託を行います。
ファミリー・サポート・センター事業		340 人日	299 人日	保護者の希望に沿った利用に向け、事業の充実を図ります。
一時預かり事業	幼稚園型	1,405 人日	1,346 人日	認定こども園、保育園での事業を継続します。
	幼稚園型以外	185 人日	175 人日	
延長保育事業(4 月 1 日時点)		93 人	88 人	認定こども園、保育園での事業を継続します。
病児・病後児保育事業		2,076 人日	1,964 人日	町外の施設を利用した場合の医療費の助成を継続します。
放課後児童健全育成事業		133 人	126 人	町営 1 か所、民営 2 か所の運営を継続します。
産後ケア事業【新規】		24 人	26 人	生後 1 年未満の母子に対して、町外施設と連携し実施します。
こども誰でも通園制度		0 人	49 人	令和 8 年度からの本格実施に向けて準備していきます。